石垣市告示第329号

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和8年10月29日

石垣市長　中山　義隆

1　入札対象業務

（1）件　　名　：　自動券売機賃貸借契約（長期継続契約）

（2）納入場所　：　石垣市字真栄里672番地

（3）期　　間　：　令和8年12月から（60ヶ月）

※本契約は、長期継続契約となっており、予算の議決を条件として契約が成立するものとし、予算の減額等により契約内容が変更する場合があるものとする。

（4）機器使用　：　機器仕様については、別途資料「自動券売機賃貸借契約に関する仕様書」を参照すること。
券売機の搬入、設置を含むものとする。

2　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

（1）沖縄県内に本店または支店（営業所）がある事業者であること。

（2）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（3）税の滞納がないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（5）石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

3　入札参加資格の確認

本業務の入札参加希望者は、２に掲げる事項について資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（1）資格確認資料

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（１）、（２）

イ　商業登記簿謄本の写し

ウ　納税証明書（各市町村が発行する納税証明書）

（2）提出期間　：　令和８年10月29日（木）～令和８年11月４日（水）
午前９時00分～午後５時00分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く平日）

（3）提出場所　：　石垣市 総務部 契約管財課（窓口）

（4）提出方法　：　上記申請書等を持参するか、郵送(提出期限当日消印有効)により提出すること。(郵送する場合は契約管財課に事前に問い合わせすること。)

（5）入札参加資格の確認結果の通知　：令和８年11月５日（木）（予定）
結果通知は、石垣市 総務部 契約管財課より郵送にて通知する。

（6）苦情申し立て
入札参加資格が無いと認められた者は、契約担当者に対してその理由について次により説明を求めることができる。
契約担当者は、説明を求められた日から３日以内（土日除く）に説明を求めた者に対して書面をもって回答する。

ア　提出期限　：　令和８年11月６日（金）

イ　提出場所　：　石垣市 総務部 契約管財課

ウ　提出方法　：　書面（様式自由）を持参するか、郵送(提出期限当日消印有効)により提出すること。(郵送する場合は契約管財課に事前に問い合わせすること。)

４　入札手続き等

（1）入札資料の配布

期　　間　：　令和８年10月29日（木）～令和８年11月４日（水）

配布方法　：　石垣市ホームページからダウンロード

(メニュー→組織から探す→契約管財課→公有財産・市役所庁舎関連→市役所庁舎関連)

公告・仕様書等に関する質問及び回答

提出期限　：　令和８年11月２日（月）午後４時メール又はFAX

Mail:keiyaku@city.ishigaki.okinawa.jp

FAX:0980-83-1427

回答期限　：　令和８年11月４日（木）

回答方法　：　全入札参加業者にメール又はFAXにより回答

（2）入札日時　：　令和８年11月９日（月）　午後２時00分

（3）入札場所　：　石垣市役所　1F　コミュニティルーム

(郵便及び電報等による入札は認めない。)

（4）入札書に記載する金額

ア　入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった月額契約の希望金額にあたる１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額

を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（５） 入札に関する注意事項

ア　入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

イ　入札書、委任状には、「業務名」及び「業務場所」について、この公告の記載に従い記入すること。

ウ　委任を受けた代理人が入札を行う場合、委任状の提出がないと入札に参加することはできない。

エ　申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合は入札締め切り日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

オ　入札参加資格を確認された者であっても、確認後に石垣市の指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

６　入札の無効

（１）次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

ア　入札者が同一業務に対し、２通以上の入札をしたとき。

イ　入札に関し談合又はその他不正行為があったとき。

ウ　入札書に記名押印がないとき。

エ　入札書に誤字、脱字等で記載事項が確認できないとき。

オ　入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

カ　入札書の表記金額を訂正した入札をしたとき。

キ　業務費内訳書の提出がない場合。

（２）この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、資格確認申請書及び資格確認資料に虚偽の申請をした者の行った入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

７　落札者の決定方法

（１）予定価格調書内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（２）同額の入札をした者が２者以上ある場合はくじによって落札者を決定する。

８　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金・・・免除

（ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として見積金額の１００分の５を石垣市に納付しなければならない。）

（２）契約保証金・・・免除

（ただし、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合、損害賠償金として契約金額の１００分の１０を石垣市に納付しなければならない。）

９　その他事項

（１）提出された「入札参加資格確認申請書」及び「資格確認資料」は、返却しない。

（２）資格確認資料を提出期限までに提出しない者並びに一般競争入札参加資格が無いと認められた者は、入札に参加する事が出来ない。

（３）入札参加者は、「石垣市指名競争入札契約心得」及び「自動券売機賃貸借契約に関する仕様書」等を熟読し、これを遵守すること。

（４）本業務落札者は、石垣市暴力団排除措置要綱に基づき、誓約書を提出すること。